

1. 会合名	第31回 運営審議委員会
2. 日時	平成29年3月1日(水) 午後1時～2時
3. 議案	<ol style="list-style-type: none"> 1. あっせん委員の選任について 2. 平成28年4～12月における紛争解決業務等の状況について 3. 平成28年度事業計画実施状況及び平成28年度事業会計収支実績見込みについて 4. 平成29年度事業計画(案)及び平成29年度事業会計収支予算(案)について 5. その他
4. 主な内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. あっせん委員の選任について あっせん委員の選任について、「あっせん委員候補者推薦委員会」の岡田委員長から説明が行われ、原案どおり了承された。 2. 平成28年4～12月における紛争解決業務等の状況について 平成28年4～12月における紛争解決業務等の状況について、三森センター長から報告が行われ、大要以下のとおり意見交換が行われた(資料1)。 【主な意見等】 <ul style="list-style-type: none"> ・ FINMACの規程上は紛争が生じてから3年以内であれば、あっせんの申立てが可能であると聞いている。紛争の発生時期から実際の申立てまで長期にわたる事案があるのではないかと思うので、実態調査をお願いしたい。 また、あっせんの場合で証拠書類となる書類の保存期間については、各証券会社で一律なのか。 ⇒ 紛争の発生時期から実際の申立てまでの期間調査については検討させていただく。 また、顧客勘定元帳など、金融商品取引法上作成が求められている帳簿類については保存義務とその期間が定められており、その規定により各社とも最低限の期間は保存しているものと思われる(ただし、帳簿類ごとに保存期間が定められているため一律の期間ではない)。 そのうえで、個社においては別途社内ルールにより(金商法上の期間よりも長い)保存期間を定めていることがあり得る。また、保存の方法についても、金融商品取引法上で認められる範囲の中で紙ベースであったり、電子媒体ベースであったり、各社で工夫しているものと思われる。 ・ 他のADR等の状況を見ても、70歳以降になった人が、相続などで両親の取引に関する紛争や、自身が働いていた時に多忙で気付かなかった紛争など、ある程度紛争の発生時期から時間が経過した事案がある。

ホームページ等で証拠書類の保存期間を周知することは、そういった方たちに向けてのアピールになるのではないか。

⇒ 実際の相談、苦情及びあっせんの場合には、相談員等から、証拠書類となる帳簿類について取引先の業者から取り寄せることが出来ることをお伝えしている。

ホームページ等で周知することについては検討させていただきたい。

3. 平成 28 年度事業計画実施状況及び平成 28 年度事業会計収支実績見込みについて
平成 28 年度事業計画実施状況及び平成 28 年度事業会計収支実績見込みについて、青木専務理事から説明が行われ、大要以下のとおり意見交換が行われ、原案どおり了承された（資料 2）。

【主な意見等】

- ・ 地方のあっせんが増加していることと、地方新聞への広告掲出は何か関係があるのか。

また、直近で新聞や雑誌に F I N M A C について掲載されたことがあれば教えていただきたい。

⇒ 地方のあっせん増加と、地方新聞への広告掲出は時期がずれているため、直接はリンクしないと考えている。

また、広告掲出以外で F I N M A C が記事で取り上げられたことはないと承知している。

- ・ 地方新聞への広告掲出に係る効果がどうであったかはしばらく注視していただきたい。

また、費用をかけて広告を掲出するのではなく、新聞社や記者にアピールして記事を書いていただくことも必要である。

⇒ 取材等には最大限協力させていただいている。

4. 平成 29 年度事業計画（案）及び平成 29 年度事業会計収支予算（案）について
平成 29 年度事業計画（案）及び平成 29 年度事業会計収支予算（案）について、青木専務理事から説明が行われ、原案どおり了承された（資料 3）。

5. その他

特に意見交換等はなかった。

以 上